

宇都宮市景観計画の変更について ~ 宇都宮駅東口地区 景観形成重点地区の指定 ~

(1) 景観形成の目標及び基本方針

【景観形成の目標】

新たな都市拠点にふさわしい美しく魅力的な都市景観の形成を図る。

【景観形成の基本方針】

県都・宇都宮の玄関口に相応しい個性的で風格ある街並みを形成する。
四季を感じる宇都宮らしい豊かな水と緑を配置する。
宇都宮の歴史・文化を感じるとともに、21世紀のまちづくりを予感させる魅力ある街並みを形成する。
宇都宮の活力を創造し、体現する街並みを形成する。
50万市民が誇りと愛着を持てる街並みを形成する。

(2) 景観形成の基本的考え方

本市の玄関口として、産業、情報、交流の拠点にふさわしい風格と賑わいのある駅前空間を形成する。
土地の高度利用によりオープンスペースを確保し、ゆとりが感じられる景観を形成する。
樹木の保全や敷地内の緑化を進め、環境と共生したうまいのある景観を形成する。
歩道幅員の確保や街路樹整備などにより、快適な歩行者空間を創出する。
本市の地域資源や地場産材を活用し、宇都宮らしい景観を形成する。

(3) 景観形成重点地区の区域



(4) 良好な景観形成のための行為の制限

届出対象行為

行為	規模
建築物の新築、増築、改築、移転 外観を変更することとなる修繕・模様替え又は色彩の変更(外観の変更等)	建築確認が必要なもの 外観変更等は外壁の1/2を超えるもの
工作物の新設、増築、改築、移転 外観を変更することとなる修繕・模様替え又は色彩の変更(外観の変更等)	建築確認が必要なもの 外観変更等は外壁の1/2を超えるもの

行為の制限

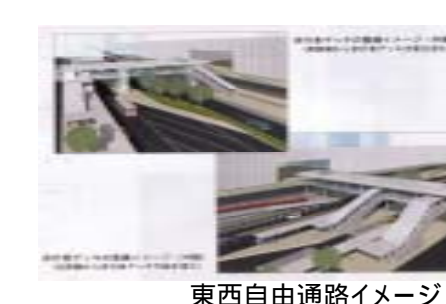
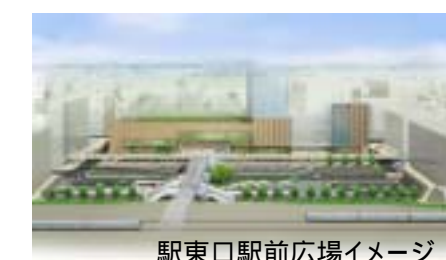
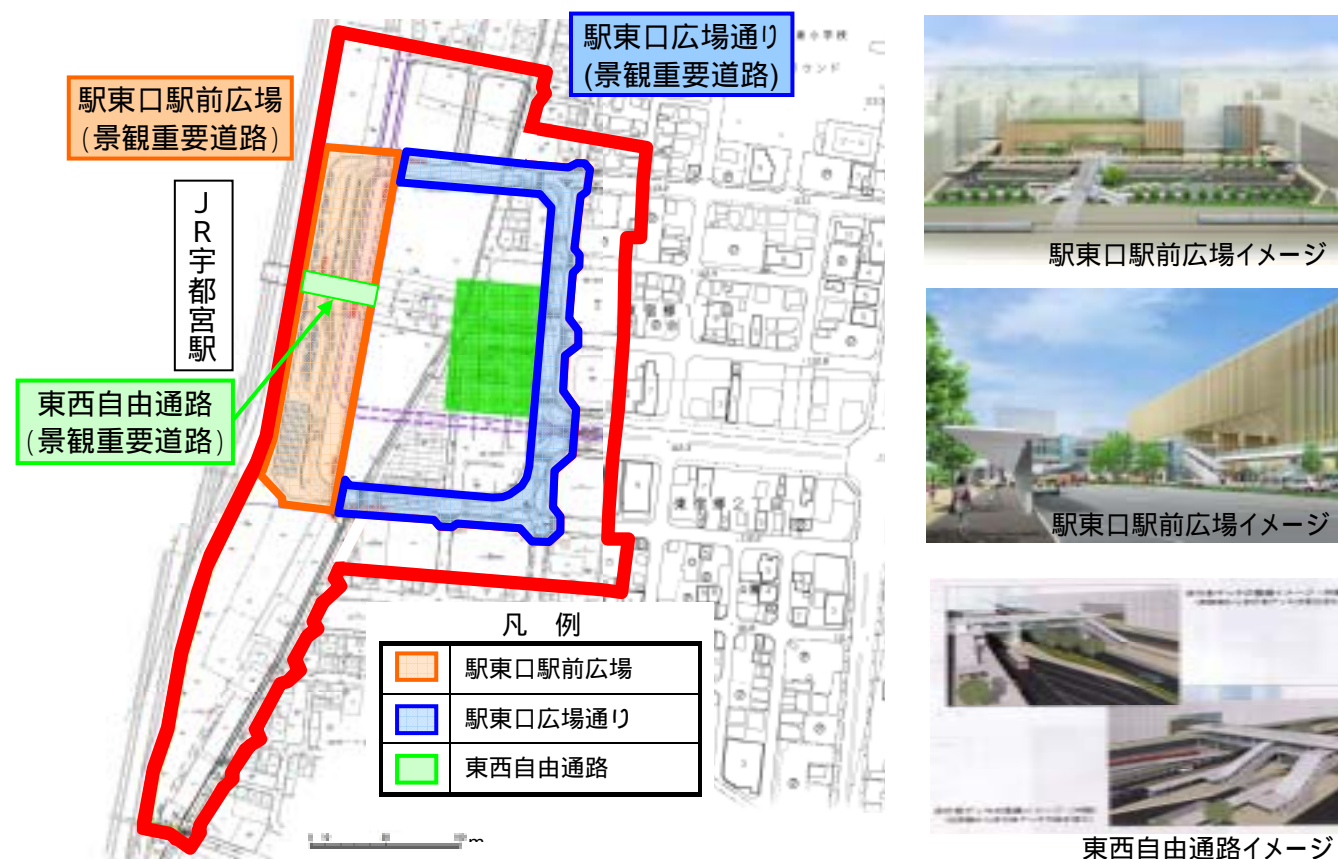
項目	景観形成基準			
	北部ゾーン	中央ゾーン	南部ゾーン	東部ゾーン
建築物の高さの最低限度	駅東口駅前広場に面する敷地のみ 12m	-	-	-
形態意匠	色彩	建築物の屋根・外壁の基調色は、日本工業規格のZ8721に定める三属性(以下「マンセル値」という。)により、別表1のとおりとする。 ただし、自然素材や表面に着色を施していない素材を使用する場合やアクセントカラーとして、屋根・外壁の1/4の範囲において慎重に用いる場合は、この限りでない。 別表1		建築物の屋根・外壁の色彩は、YR(黄赤)やY(黄)系、N(グレー)系の低彩度・高明度色を基本とする。 2階以下の部分は、3階以上と同系の色相を基本とし、やや色味を持たせ、歩行者空間の賑わいを演出する。
	その他	周囲の景観と調和のとれた質の高いものとする。 自然素材を効果的に使用し、柔らかな表情をつくるよう努める。 できる限り、大谷石等の地場産材を使用する。		
建築物土工作物	建築物等の1階部分の配置・形態	壁面等は、できる範囲で前面道路から後退し、通りと一体となって潤いと賑わいのある空間づくりに努める。 閉鎖的なシャッターを避け、ショーウィンドー等を設置し、まちの活気と連続感のある街並みに配慮する。		
	出入口の位置	駅東口広場通りに面して設置しないこと。 ただし、敷地が駅東口広場通り以外の道路に接しない場合、又は交通安全上若しくは建築物の用途上これにより難しい場合は除く。		
駐車場	形態・意匠・色彩	通りから直接見えないよう、植栽帯などによる修景を行う。 屋根・外壁の基調色は、上記別表1を基本とする。		
	日よけテント	日よけテントを設置する場合は、次の基準の範囲内で必要最小限のものとする。 道路に張り出す場合は、路面からの高さ2.5m以上、張り出しは敷地境界から道路側に1.5m以内とする。 道路上に支柱を設けない。 景観上調和のとれた意匠とし、色彩は別表2による。		別表2
照明	ショーウィンドー・公開空地などの照明について	にぎわいと風格のある良好な夜間景観の形成に努める。		
	自動販売機等の位置	直接、駅東口広場通りに面した設置は極力避ける。 設置する場合は、周辺の景観に調和するよう位置、色彩等に配慮する		
緑の保全・緑化	有効空地、敷地の空地部分、敷地の周囲などには良好な景観を形成するための植栽等を積極的に行うこと。 季節感のある花や緑を用い、まちなみを彩る修景植栽とし、潤いを与える演出に努める。 建築物等への壁面緑化や屋上緑化など、緑の創出に努める。 既存樹木の伐採は避ける。			
その他	市全域の景観計画の届出対象行為(以下「大規模行為」という。)に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容(上記制限内容を除く。)についても遵守する。			

宇都宮市景観計画の変更について ~ 宇都宮駅東口地区 景観形成重点地区の指定 ~

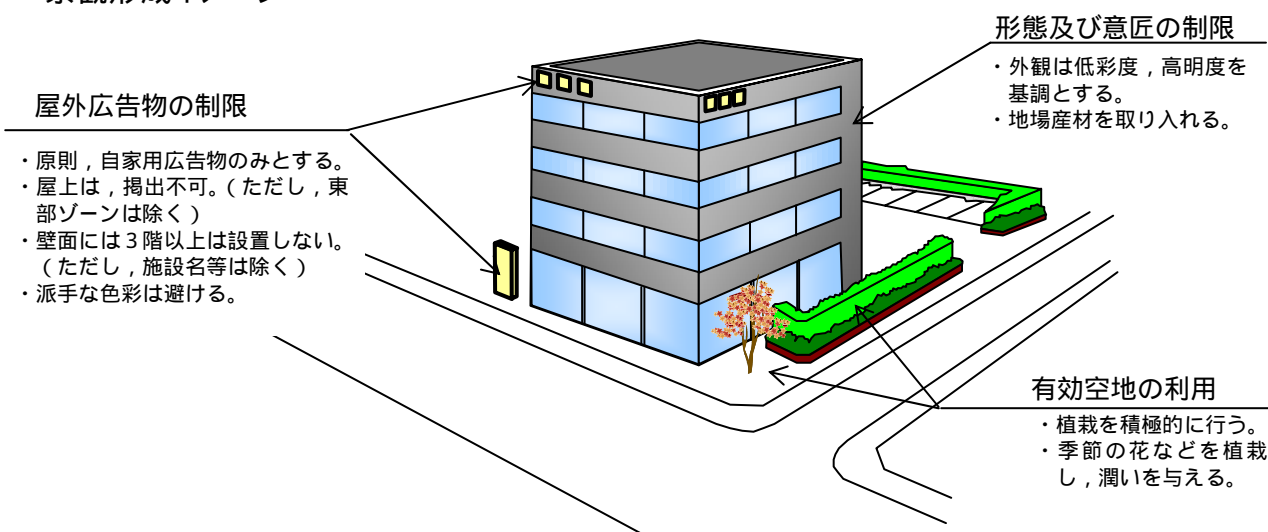
(5) 屋外広告物の表示・掲出に関する行為の制限

項目	景観形成基準			
	北部ゾーン	中央ゾーン	南部ゾーン	東部ゾーン
共通基準	意匠 (形態・色彩等)			
	配置・位置			
	種別			
	その他			
種類別基準	屋上広告物		表示しない。	
	突出広告物 (袖看板)		(1) 突出し幅は、建築壁面より1.5m以下 (2) 建物の軒高さ以下 (3) 道路面への突き出し不可	
	独立広告物		(1) 1敷地内の表示面積の合計は、20㎡以内とする。 (2) 1広告物の高さは、6m以下とする。(ただし、複数の営業所等を集約し、共同で設置する広告物については、高さ10mまで可能とする。)	
	壁面広告物		(1) 建物3階床高さ以上の部分には表示しない。ただし、次に該当するものはこの限りではない。 ・表示面積の合計は、表示する3階床高さ以上の壁面積の10分の1以内とする。 ・建物名、事業所名、社章のみの表示とする。 ・箱文字等で壁面との調和に配慮された意匠とする。 (2) 建物3階床高さ未満の部分の表示面積の合計は、表示する壁面積の3分の1以内とする。 (3) 箱文字等で壁面との調和に配慮された意匠とする。(ただし、窓面は除く。)	
	その他		・上記に記載のない広告物については、宇都宮市屋外広告物条例の基準を準用する。	

(6) 景観重要公共施設の位置付け



景観形成イメージ



【色彩誘導イメージ】

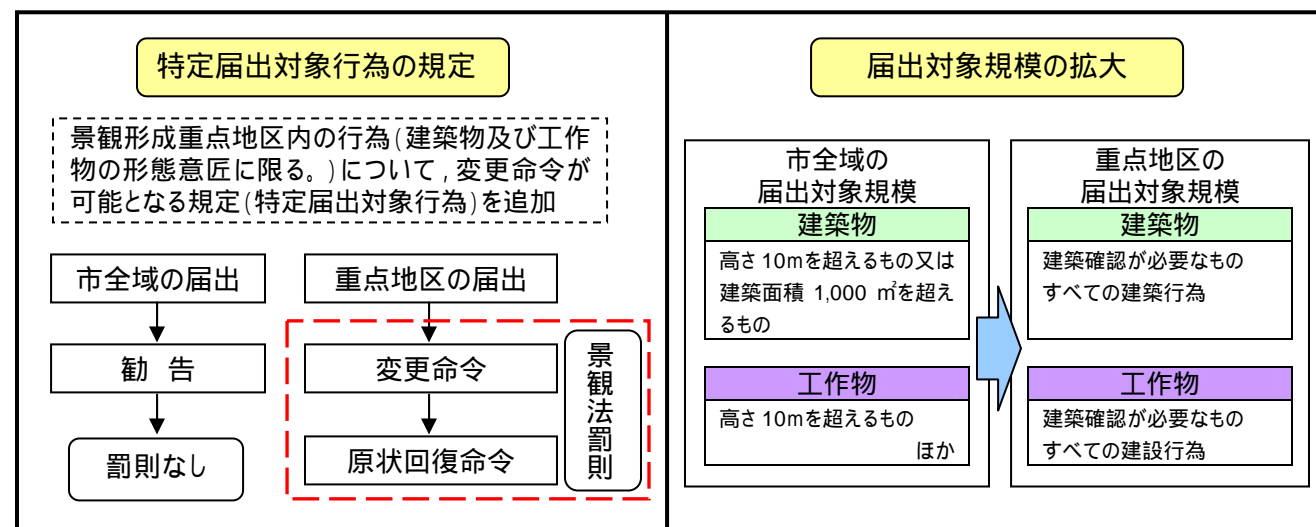
低層階(1~2階)においては、歩行者の視線で個性と賑やかさを創出しながら、高層部においては、中・遠景として落ち着いた街並みを演出し、宇都宮の顔としての風格を保ちます。



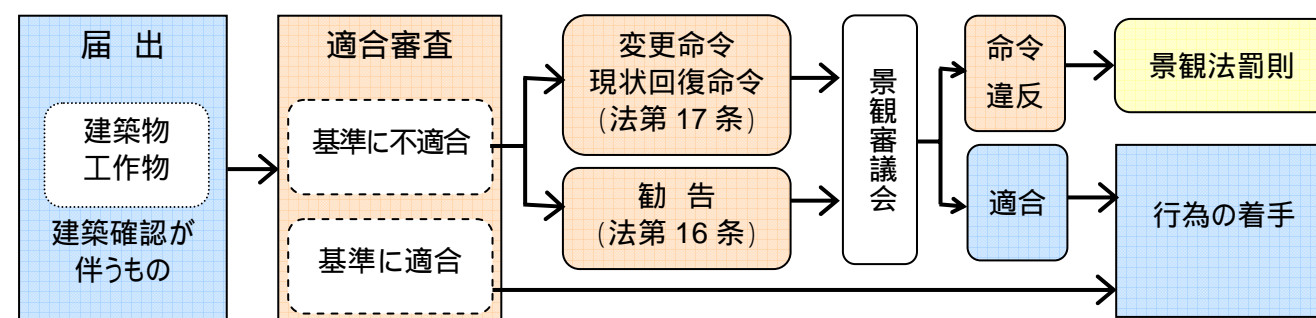
板面色を建物の外壁色にそろえ、表示の色数をおさえ、すっきりさせる。



景観形成重点地区における規制強化



手続の流れ



宇都宮市景観計画の変更について ~ 宇都宮駅東口地区 景観形成重点地区の指定 ~

色彩基準について

【マンセル表色系による色彩表現】

マンセル表色系は、1つの色を「色相」「明度」「彩度」といった3つの属性で表すものであり、これによって「濃い赤」や「渋い赤」といった色名よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。

色相(しきそう)

「色合い」を10の基本色(赤, 黄赤, 黄, 黄緑, 緑, 青緑, 青, 青紫, 紫, 赤紫)の頭文字をとったアルファベットと数字で表す。

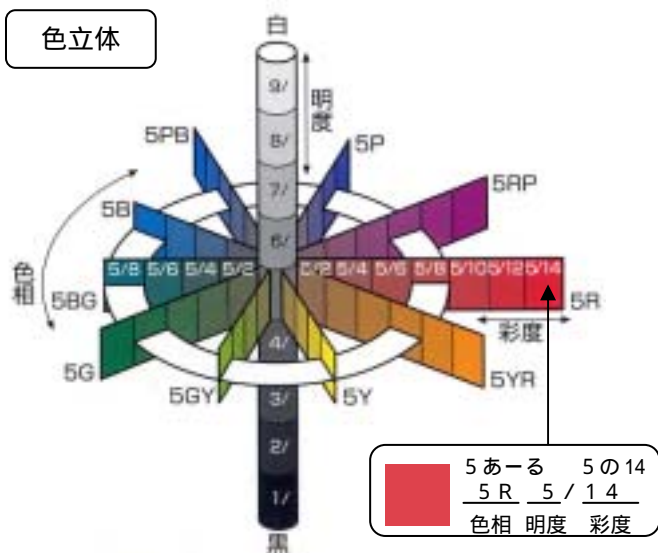
明度(めいど)

「明るさの度合い」を0から10の数字で表す。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなる。

彩度(さいど)

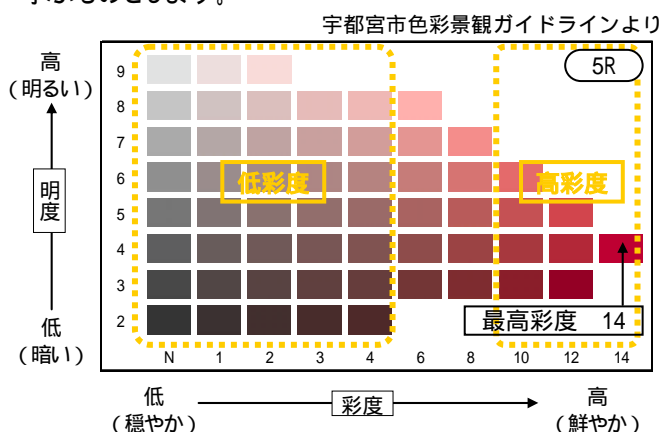
「鮮やかさの度合い」を数字で表す。鮮やかな色彩ほど数値は大きくなるが、その最大値は色相によって異なる。

色立体



「低彩度」と「高彩度」

色彩の表現として、彩度幅を3つに分け、低い方の概ね1/3を「低彩度」、高い方の概ね1/3を「高彩度」と呼ぶものとします。



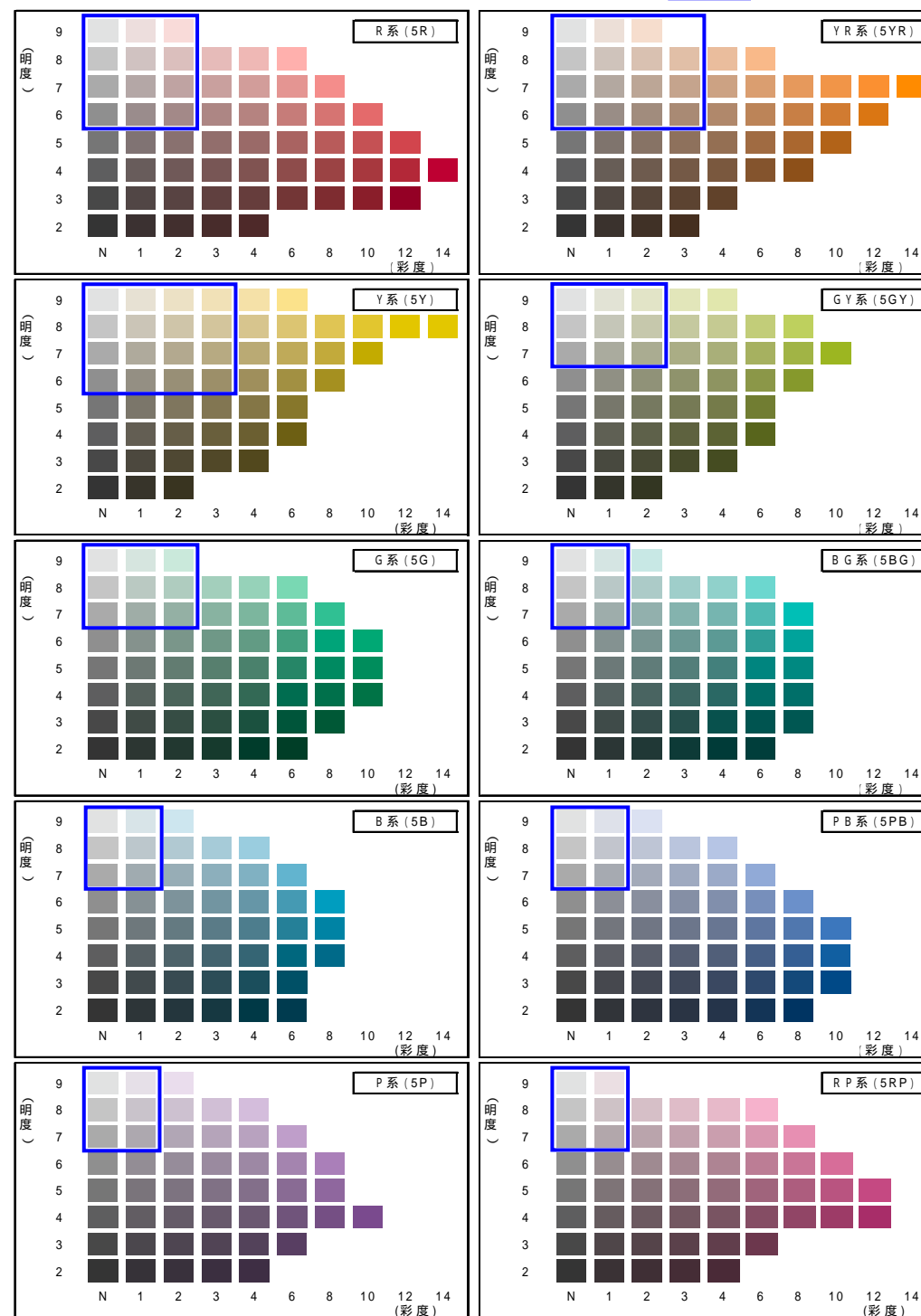
建築物(屋根・外壁), 駐車場(屋根・外壁)の色彩基準

別表1

	色相	明度	彩度
建築物等の色彩	YR(黄赤), Y(黄)	6以上	3以下
	R(赤)	6以上	2以下
	G(緑), GY(緑黄)	7以上	2以下
	B(青), BG(青緑), P(紫) PB(紫青), RP(赤紫)	7以上	1以下

アクセントカラーとして、屋根・外壁の1/4の範囲において慎重に用いる場合は、この限りでない。
無彩色については、明度6以上とする。

色彩の適用範囲



(注)印刷のため、実際の色票の色とは異なります。

日よけテント, 屋外広告物の色彩基準

別表2

	色相	明度	彩度
工作物(日よけテント) 屋外広告物の色彩	R(赤), YR(黄赤), Y(黄)		8以下
	G(緑), GY(緑黄), P(紫)		6以下
	PB(紫青), RP(赤紫)		4以下
	B(青), BG(青緑)		4以下

広告物の地色の1/3以内で使用する場合は、この限りではない。

色彩の適用範囲

